


東京都市計画公園 総括図

練馬第2・2・150号

富士見台一丁目公園（練馬区決定）

縮尺20,000分の1



注意事項

- 本図は、用途地域、特別用途地区、高度地区、防火・準防火地区、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したもので、詳細については、以下の窓口に備えて指定図で確認してください。
 (1)練馬区都市整備部都市計画課 (本方舎 16階)
 (2)東京都建設局都市づくり政策部都市計画課
 都市計画相談担当 (都方二本舎 12階)
- 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
- 用途地域等の境界は、原則として道路、鉄道、河川等の中心で、建蔽率式の境界(半外に道路側に指定されているもの)では、基本的に道路の敷地の境界線から20mまたは30m(30mのものは「<30m」の表示があります)。
- 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の太線内は、防火地域です。
- 詳細な情報は、練馬区ホームページをご覧いただけます。(https://www.city.tama.tokyo.jp/「地図情報ねりこっぺ」で検索し、テーマ「都市計画情報」をご確認ください。)

用途地域図の記号	
用途地域	敷地面積の最低限界(%)
建蔽率(%)	容積率(%)
高度地区	最高限高地区(7m)
※「一級」、「中級」、「低級」の表記は、建蔽率式の境界で、建蔽率が定められていない場合は、その他の表記は「20m」	※「低」、「中」、「高」の表記は、建蔽率式の境界で、建蔽率が定められていない場合は、その他の表記は「20m」
日影規制(時間)	種別
※東京都規則による中層規制適用範囲	・日影規制(時間)の算出がないもの
※「日影規制(時間)の算出がないもの」は、測量法による第一種低層住居専用地域1.5m	・測量法による第一種低層住居専用地域1.5m
※他の場合は2.0m	その他の場合は2.0m
※地盤境界から10mを超える範囲の規制時間	→地盤境界から5mを超えて10m以下の範囲の規制時間
※地盤境界から5mを超えて10m以下の範囲の規制時間	→地盤境界から5mを超えて10m以下の範囲の規制時間

用途地域 (特別用途地区)	
① 第1種高度地区	② 第2種高度地区
17m①	17m 第1種高度地区
17m②	17m 第2種高度地区
17m③	17m 第3種高度地区
20m②	20m 第2種高度地区
20m③	20m 第3種高度地区
20m	20m 高度地区
25m②	25m 第2種高度地区
25m③	25m 第3種高度地区
30m②	30m 第2種高度地区
30m③	30m 第3種高度地区
35m③	35m 第3種高度地区

高度地区	
①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m 第1種高度地区
17m②	17m 第2種高度地区
17m③	17m 第3種高度地区
20m②	20m 第2種高度地区
20m③	20m 第3種高度地区
20m	20m 高度地区
25m②	25m 第2種高度地区
25m③	25m 第3種高度地区
30m②	30m 第2種高度地区
30m③	30m 第3種高度地区
35m③	35m 第3種高度地区

防火地域等の指定	
<input checked="" type="checkbox"/>	防 火 地 域
<input type="checkbox"/>	准 防 火 地 域
<input type="checkbox"/>	防 火 指 定 な し

新たな防火規制区域	
<input checked="" type="checkbox"/>	新たな防火規制区域

風致地区	
<input checked="" type="checkbox"/>	風 政 地 区